

指 名 停 止 措 置 の 概 要

番号	商号又は名称、代表者名 本社所在地	指名停止の期間	筑西市建設工事等指名停止等 措置要綱該当条件	理由	備考
1	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関東支店 支店長 岡嶋 憲 埼玉県さいたま市北区宮原町2-41-12	令和7年9月11日から 令和7年10月10日まで (1か月)	(独占禁止法違反行為) 第2条、別表第2第4項	当該事業者は、機械式駐車装置の設置工事に關し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。 これについては、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱第2条「別表第2第4項」に該当する。	
2	関東建設工業株式会社 茨城営業所 営業所長 小泉 浩紀 茨城県つくば市東新井2-1KMS. SⅡ203号室	令和7年9月11日から 令和8年1月10日まで (4か月)	(談合及び競売入札妨害) 第2条、別表第2第6項 (逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内)	当該事業者の営業部長は、群馬県桐生市発注の新庁舎建設工事に関する入札において、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に逮捕された。 このことは、筑西市建設工事等指名停止等措置要綱第2条「別表第2第6項」に該当する。	